

【貸切バス代の支援】

バスツアーによる都市圏周遊の推進 支援金支給要領

(目的)

第1条 本事業は、福岡市内に宿泊するバスツアーに対する貸切バス代の支援を行うことで、福岡都市圏を含む周遊観光を推進し、福岡市内及び※福岡都市圏の観光産業の活性化を図ることを目的とする。

※福岡都市圏とは、福岡市、糸島市、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、久山町、粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町、太宰府市、春日市、大野城市、筑紫野市、那珂川市の17市町をいう。

(事務取扱者)

第2条 本事業は、(公財)福岡観光コンベンションビューロー(以下、「FCVB」という。)が実施し、FCVBが設置する「福岡市バスツアー推進デスク」(以下、「事務局」という。)が事務の取扱いを行う。

(支援の対象)

第3条 支援の対象となるバスツアーは、以下の全て満たすものとする。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業による貸切バスを利用したツアーであること。
- (2) 福岡市内に宿泊し、かつ福岡都市圏の観光施設、観光スポット等2か所以上を下車観光し、周遊するツアーであること。
- (3) 1ツアーにつき15人以上の参加者(乗務員及び添乗員を除く)があること。

(対象期間)

第4条 支援の対象となる期間については、申請受付開始日から令和5年2月28日(火)までに帰着するツアーとする。

なお、各申請書類の受付は、下記のとおり2回に分けて受付を行う。ただし、申請書類受付期間内においても、補助金の交付予定額の総額が予算の範囲を超えた場合は、それ以後の申請受付は行わない。

第1期	旅行催行前書類受付期間	令和4年6月27日(月)～9月16日(金)
	ツアー催行対象期間(帰着日)	令和4年7月11日(月)～9月30日(金)
	旅行催行後書類提出締切日	催行月の翌月10日または 令和4年10月11日(火)のいずれか早い方
第2期	旅行催行前書類受付期間	令和4年9月17日(土)～令和5年2月14日(火)
	ツアー催行対象期間(帰着日)	令和4年10月1日(土)～令和5年2月28日(火)
	旅行催行後書類提出締切日	催行月の翌月10日または 令和5年3月10日(金)のいずれか早い方

2 下記の(1)～(4)の条件の全部又は一部が当てはまるツアーについては、本事業の対象外とする。

- (1) 福岡市が「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の適用地域となっている期間。
- (2) 旅行出発地が「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用地域となっている期間。
- (3) 福岡県において、知事から県をまたぐ移動について自粛等の要請がでている期間。
- (4) その他、旅行出発地（都道府県）で、知事から福岡県を行先とした旅行、県をまたぐ旅行について自粛等の要請がでている期間。

(支援額)

第5条 支援額は、以下のとおりとする。

- (1) 1ツアーあたり上限5万円とする。なお、旅行催行日が平日（土日祝を除く）の場合は、1ツアーあたり2万5千円を加算する。
- (2) 支援金の額は貸切バス代の実費の範囲内とする。
- (3) 予算の範囲内の執行とする。

(申請者)

第6条 本事業における申請者は、以下のとおりとする。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）を行うバス事業者又は旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行者であること。
- (2) これまで同様の旅行の催行や補助金等の申請等において、不正や違反行為を行っていないこと。

(3) 市税及び市に対する債務支払等を滞納していないこと。

(申請手続き)

第7条 申請者は、本事業を受けようとするときは、以下の手続きを期限内に行わなければならない。

	申請手続き	申請書類
旅行催行前	申請を希望する者は、原則、支援対象商品の <u>出発日14日前までに</u> 、右記書類を事務局に提出（郵送またはメール）しなければならない。	① 支援申請書（T様式1） ② 誓約書（T様式2）（写し） ③ ツアーパンフ、チラシ、行程表等 ④ その他、事務局が必要と認める書類
旅行催行後	申請者は、原則、支援対象商品の <u>催行月の翌月10日まで</u> に右記書類を事務局に提出（郵送またはメール）しなければならない。	① 実績報告書兼請求書（T様式4） ② バス運送引受書（写し） ③ 最終行程表等 （ツアーの実施及び行程が確認できるもの） ④ 福岡市内宿泊施設利用証明書（T様式5）（写し） ⑤ その他、事務局が必要と認める書類

(内示額の決定及び通知)

第8条 FCVB は、第7条による旅行催行前の申請内容を審査の上、支援の可否及び内示額を決定し、事務局が、申請者に通知するものとする。（T様式3）

(計画変更及び内示変更)

第9条 申請者は支援金の内示通知を受けた後において、ツアーの計画変更（中止）をする場合は、直ちに「支援金変更又は中止承認申請書（T様式6）」を事務局に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 FCVB は、前項の支援金変更又は中止承認申請書を受理した時は、変更内容を審査し、第8条の規定による内示額を変更することができる。

(支援金の確定及び支払い)

第10条 FCVB は、申請者より第7条による旅行催行後の実績報告及び請求を受けた場合、申請内容を審査するものとし、申請内容が支援要件を満たしているとき

は、支援金の額を確定し、申請者に通知するものとする。(T様式7)

2 FCVB は、支援金の額を確定するに当たり、必要に応じて申請者に対して実施状況を確認するよう、事務局に指示するものとする。

3 事務局は、前項の規定により FCVB が確定した支援金を、30日以内に申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

(支援金の取り消し)

第11条 FCVB は、支援金の交付の決定又は交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し又は交付した支援金の一部あるいは全部を返還させることができる。

(1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき

(2) 申請事項その他に変更が生じ、支援金を交付することが適当でないと FCVB が認めたとき

(3) 支援の対象となるバスツアーで利用するバス事業者等、宿泊施設において、旅行の催行や補助金の申請等において、不正や違反行為を行っていたとき。

(4) 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内旅行の手引き」(一般社団法人日本旅行業協会)又は旅行業、貸切バス、宿泊施設における各ガイドラインが遵守されていないと認めたとき。

(5) その他、支援金を交付することが適当でないと FCVB が認める事由があったとき

(雑則)

第12条 この要領に定めていない事項が発生した場合、FCVB が事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和4年6月27日から施行する。